（登録事項の変更の届出）

第十一条　（略）

（業務規程の変更の届出）

第十二条　法第八条の規定による届出は、業務規程の変更の日までに、別記様式第六号による業務規程変更届出書を提出して行うものとする。

２　前項の業務規程変更届出書には、変更後の業務規程を添付しなければならない。

（廃業等の届出）

第十三条　法第十条第一項の規定による届出は、別記様式第七号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

（削る。）

（遊漁船業務主任者の選任の基準）

第十四条　法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件の全てに適合する者であることとする。

一　（略）

二　遊漁船業に関し一年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導による三十日以上の実務研修（一日につき五時間以上漁場への案内又は当該漁場における水産動植物の採捕に関して実施されるものであって、農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）を修了した者であること。

三　（略）

（変更の届出）

第七条　（略）

（新設）

（廃業等の届出）

第八条　法第九条第一項の規定による届出は、別記様式第六号による廃業等届出書を提出して行うものとする。

（業務規程の記載事項）

第九条　法第十一条第二項に規定する利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

二　利用者が遵守すべき事項の周知に関する事項

三　出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項

四　気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合の対処に関する事項

五　漁場の適正な利用に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、遊漁船業者及びその従業者が遵守すべき事項

２　法第十一条第二項に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　遊漁船業の実施体制に関する事項

二　案内する漁場の位置に関する事項

三　遊漁船の係留場所に関する事項

四　遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備に関する事項

五　役務の内容に関する事項

六　従業者に対して行う業務の適正な運営を図るための教育に関する事項

七　その他遊漁船業に関し必要な事項

（遊漁船業務主任者の選任の基準）

第十条　法第十二条に規定する農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件の全てに適合する者であることとする。

一　（略）

二　遊漁船業に関し一年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導による十日以上の遊漁船における実務研修（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）を修了した者であること。

三　（略）